

沼田町職員等の公益通報に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公益通報保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）に基づき、職員等からの公益通報に関し必要な事項を定めることにより、通報等した職員等（以下「通報者」という。）の保護を図り、法令の遵守を推進するとともに、事務事業における不祥事を未然に防止し、もって町民から信頼される公正な町政の運営に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「法令違反行為等」とは、町及び町職員による法令（条例、規則等を含む。以下同じ。）違反に関する事実又は町の法令遵守の確保及び適正な業務遂行に反する事実をいう（当該法令違反行為等が生じるおそれがある場合を含む。）。

2 この要綱において「職員等」とは、次に掲げる者とする。

(1) 町に勤務する一般職及び特別職の職員

(2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する町の会計年度任用職員

(3) 町と契約関係にある事業者及びその役職員

(4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、町が指定した指定管理者の役員及び従業員

(5) 前4号に規定する者で退職して1年以内の者

(6) 前5号に規定する者のほか、町の法令遵守等を確保する上で必要と認められる者

3 この要綱において「公益通報」とは、法第2条第3項に規定する通報対象事実が生じ、又は生じようとしているときに、職員等により行われる通報をいう。

4 この要綱において「内部通報先」とは、第5条に規定する公益通報窓口をいう。

5 この要綱において「受付」とは、内部公益通報書（別記様式第1号）の提出、電話、電子メール、FAX、郵送又は面談の方法により内部通報先に対してなされた通報、相談、意見、苦情等（以下「通報等」という。）を受けることをいう。

6 この要綱において「受理」とは、内部通報先に対してなされた通報等について、調査又は是正措置を行う必要があるものとして総務財政課が受付ることをいう。

7 この要綱において「被通報者」とは、職員等から法令違反行為等により通報等された者をいう。

(総括責任者)

第3条 職員等からの通報等への対応を総括するため、総括責任者を置くこととし、総務財政課長をもって充てる。ただし、総務財政課長が通報等の対象となったときは、副町長がその職務を行うものとする。

2 総括責任者は、通報等に関する規程等の整備、調査の進捗管理、通報等を理由とする不利益な取扱いの防止その他通報等への適切な対応の確保に関する業務を総括するものとする。

3 総括責任者は、前項に規定する業務を総務財政課総務グループに行わせることができるものとする。

(通報者の責務)

第4条 通報等した職員等（以下「通報者」という。）は、公益通報に当たっては、客観的な資料に基づき誠実に行わなければならない。

2 通報者は、公益通報に関する調査に対して協力しなければならない。

(公益通報窓口)

第5条 職員等からの通報等を受付るため、総務財政課に内部通報窓口（以下「通報窓口」という。）を設置し、総務財政課総務グループ職員を通報等対応従事者として定め、総括責任者がこれを総括する。

2 通報窓口は次に掲げる業務を取り扱うものとする。

(1) 法令違反行為等に関してなされる職員等からの通報等の受付に関すること。

(2) 通報者との連絡調整に関すること。

(3) 通報等への対応についての意見又は苦情の受付に関すること。

(4) その他通報等に対応するために必要な調整

(秘密保持及び個人情報保護の徹底)

第6条 従事者は、通報等に関する秘密を漏らしてはならない。

2 従事者は、当該対応手続において知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

3 従事者は、通報等への対応に関する秘密保持及び個人情報保護の徹底を図るため、通報等への対応の各段階（通報等の受付、調査、是正措置及び通報者への結果通知。以下同じ。）及び通報等への対応終了後において、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 情報を共有する者及び内容を必要最小限に限定すること。

(2) 通報者の特定につながり得る情報（通報者の氏名、通報者しか知り得ない情報等を含む。以下同じ。）については、被通報者及びその関係者に対して開示しないこと。ただし、通報等の対応を適切に行う上で真に必要な最小限の情報を、次号に規定する同意を取得して開示する場合は除くものとする。

(3) 通報者の特定につながり得る情報を、情報共有が許される範囲外に開示する場合には、通報者に対し書面又は電子メールによる明示の同意を取得すること。

(4) 前号に規定する同意を取得する際には、開示する目的及び情報の範囲並びに当該情報を開示することによって生じ得る不利益について、通報者に対して明確に説明すること。

4 内部通報先における通報等への対応に際する秘密保持及び個人情報の保護に関しては、前3項に定めるもののほか、個人情報の保護に関する法令その他関係法令に従うものとする。

(利益相反関係の排除)

第7条 従事者は、自ら当事者となっている案件に関する通報等その他の利益相反関係を有する案件についての通報等への対応に関与してはならない。

2 従事者は、通報等への対応の各段階において、相互に当該通報に利益相反関係を有していないか確認するものとする。

3 従事者は、当該案件について自らが利益相反関係を有すると思料するときは、直ちに総括責任者にその旨を伝えなければならない。

(受付の範囲及び取扱い)

第8条 内部通報先は、職員等からの次の各号に掲げる事実についての通報等を受け付けるものとする。

(1) 法令に違反する行為に関する事実

(2) その他、町の法令遵守等の確保及び適正な業務遂行に反する事実

2 内部通報先は、通報等があったときは、法の趣旨を踏まえ、誠実かつ公正に通報等に対応し、正当な理由なく通報等の受付又は受理を拒んではならない。

3 通報等は原則実名とし、匿名による通報等についても、可能な限り、実名による通報等と同様の取扱いを行うよう努めるものとする。

(受付手続)

第9条 通報窓口において通報等を受付たときは、内部公益通報報告書（別記様式第2号）に従い、通報等への対応に関する秘密保持及び個人情報の保護に留意しつつ、

必要な事項を通報者に確認するものとする。ただし、通報者の特定につながり得る情報を確認することについて、通報者の同意が得られない場合、その他確認に支障がある場合は、この限りでない。

2 内部通報先は、通報等を受付けたときは、次に掲げる事項を通報者に説明するものとする。ただし、通報者が説明を望まない場合、匿名による通報等であるため通報者への説明が困難である場合その他やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

(1) 通報等に関する秘密は保持されること。

(2) 個人情報保護は保護されること。

(3) 通報等受付後の手続の流れに関すること。

3 前項において、書面又は電子メール等、通報者が通報等の到着を確認できない方法によって通報等がなされた場合には、速やかに通報者に対して通報等を受け付けた旨を通知し説明するよう努めるものとする。

4 通報等を受付る際には、必要に応じ面談する場所や時間等の措置を適切に講じ、通報等の秘密を守らなければならない。

5 総括責任者は、作成した内部公益通報報告書について、速やかに、副町長を經由して町長に報告しなければならない。

(調査の実施)

第10条 町長は、前条第5項の報告について調査を行う必要があると認めるときは、総括責任者に調査を指示するものとする。この場合において、総括責任者は、通報等対応従事者に調査を行わせることができる。

2 町長は、前条第5項の報告について調査を行う必要がないと認めるときは、理由を付してその旨を通報者に通知するものとする。ただし、通報者が通知を希望しない場合は、この限りでない。

3 総括責任者及び通報等対応従事者は、関係者への事情聴取、報告の徴取、書類の閲覧、現地の確認、その他の必要な調査を行うものとする。この場合において、通報者の秘密を守るとともに、通報者が特定されないよう徹底し、速やかに、必要かつ相当と認められる方法で行うものとする。

(協力義務等)

第11条 通報等事実の調査に当たり、関係職員等の協力が必要となる場合には、関係職員等と連携して調査を行い、是正措置をとるなど、相互に緊密に連絡し協力しなければならない。

2 調査の協力を求められた職員等は、調査に誠実に協力をしなければならず、調査を妨害する行為をしてはならない。

(調査結果の報告)

第12条 総括責任者は、第12条の調査が完了したときは、調査結果の内容について、速やかに、副町長を経由して町長に報告しなければならない。

(是正措置等)

第13条 町長は、調査の結果、法令違反行為等の事実があると認めるときは、通報等に係る所管課の長等（以下「所管課長等」という。）に対し、是正措置及び再発防止策等を指示するものとする。

2 前項の指示を受けた所管課長等は、必要な措置を講じ、その結果を町長に報告しなければならない。

(調査結果等の通知)

第14条 町長は、調査結果及び措置の内容を、調査結果報告書（別記様式第3号）により通報者に通知しなければならない。ただし、通報者が通知を希望しない場合は、この限りでない。

(通報者の保護)

第15条 町長は、通報等を行った職員等に対し、通報等を行ったことを理由として、懲戒処分その他不利益な取扱いをしてはならない。

2 総括責任者は、通報等の対応終了後、通報者に対し通報等をしたことを理由とした不利益な取扱いが行われていないかを適宜確認するものとする。

3 総括責任者は、法令違反行為等した者（以下「行為者」という。）が通報者の存在を知り得る場合には、行為者が通報者に対して不利益な取扱いを行うことがないように、行為者に対して注意喚起を行う等の措置をとるものとする。

(意見又は苦情への対応)

第16条 町長は、内部通報先に対する通報等への対応に関して通報者から意見又は苦情の申出を受けたときは、迅速かつ適切に対応するよう努めるものとする。

2 前項の申出の内容が、通報等への対応に関する秘密及び個人情報の漏えい、通報等に関する調査及び是正措置の遅滞、不適切な調査の実施その他内部通

報先の不適切な対応に関するものである場合には、町長は、速やかに意見又は苦情の内容を確認し、必要な是正措置等をとった上で、その結果を通報者に通知するものとする。

(従事者等の義務)

第17条 通報等の対応に従事する者及び従事していた者は、その業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 通報等の処理に従事する者は、自己の従事する業務に係る通報等の処理に関与してはならない。

(通報等の関連文書の管理)

第18条 通報等への対応に係る記録及び関係資料については、文書管理に関する法令に基づき適切な方法で管理しなければならない。

(他の法令等との関係)

第19条 通報等への対応手続については、他の法令に特別の定めがある場合又はこれに基づく運用がある場合を除くほか、この要綱の定めるところによる。

(その他)

第20条 この訓令に定めるもののほか、公益通報に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則 この要綱は、令和8年3月1日から施行する。

別記様式第1号（第2条関係）

内部公益通報書

1 通報者

氏名		提出年月日	年 月 日
所属			
被通報者との関係	<input type="checkbox"/> 同所属の職員 <input type="checkbox"/> 他の部局の職員 <input type="checkbox"/> 町と契約関係にある事業者等 <input type="checkbox"/> 上記に規定する者で退職して1年以内の者 <input type="checkbox"/> その他		
連絡先			

2 通報する内容

違法行為等の事実に関係する者の氏名、所属等	
違法行為等の事実内容（具体的に、いつ、どこで、誰が、何を、どうしたか記入すること）	
通報対象となる法令等	
その他特記事項	

備考

- 1 内部公益通報書を提出する際は、通報する内容の根拠となる資料等を添付することとし、添付が困難な場合は客観的に説明できる事項等をその他特記事項欄に記載してください。
- 2 通報者は、不正の利益を得る目的、他人に損害を与える目的その他の不正の目的で通報してはなりません。また、客観的事実に基づき、誠実に通報し、通報に基づき行われる調査に協力しなければなりません。
- 3 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を用いることができます。

別記様式第2号（第9条関係）

内部公益通報報告書

通報受付年月日	年 月 日
通報者	氏名（ ） ・匿名
通報手段	<input type="checkbox"/> 内部公益通報書 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> FAX <input type="checkbox"/> 郵送 <input type="checkbox"/> 面談 <input type="checkbox"/> その他
被通報者との関係	<input type="checkbox"/> 同所属の職員 <input type="checkbox"/> 他の課等の職員 <input type="checkbox"/> 町と契約関係にある事業者等 <input type="checkbox"/> 上記に規定する者で退職して1年以内の者 <input type="checkbox"/> その他（ ）
通報内容	
取扱区分	<input type="checkbox"/> 受理 <input type="checkbox"/> 不受理（理由）
その他特記事項	

備考

通報等を受付た際は、通報者に対し以下の事項を説明すること

- 1 通報等に関する秘密は保持されること。
- 2 個人情報保護は保護されること。
- 3 通報等受付後の手続の流れに関すること。

別記様式第3号（第14条関係）

調査結果報告書

通報受付年月日	年 月 日
通報者	実名（ ） ・匿名
通報内容	
調査方法	
調査結果	
調査結果に基づく対応	
その他特記事項	